

水道料金改定のお知らせ

令和8年11月請求分（10月検針分）から水道料金が改定されます。

水道使用者の皆さまには、日頃から水道事業の運営に対しまして、格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

西北事業部の水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することにあります。これからも事業を継続していくには、安定した財政体制を確立し経営の健全化を図る必要があります。

このため今般、令和8年2月の津軽広域水道企業団議会定例会において料金の改定案が可決され、令和8年11月請求分（10月検針分）から料金を改定させていただくことになりました。

＜料金改定のお願ひ＞

水道事業財政は、使用者の皆さまの水道料金によって支えられています。しかしながら、水需要の減少に伴う料金収入が伸び悩む中で、水道施設や管路等の老朽化による更新など、取り組むべき課題は多く、事業経営は非常に厳しい状況にあります。

今後とも、一層の経営改善に取り組み、経費削減を図るとともにサービスの向上に努めてまいりますので、使用者の皆さまの御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

改定後の料金は、下記表の太枠で囲っている金額になります。

新旧 水道料金単価表

(消費税は含まれていません。)

用途	料金（1か月あたり）				
	基本水量	基本料金		超過料金(1㎡につき)	
		改定前	改定後	改定前	改定後
一般及び共用	8㎡まで	1,870円	2,300円	270円	340円
団体用	10㎡まで	2,330円	2,870円	330円	410円
工業用	100㎡まで	16,060円	19,750円	270円	340円
営業用	10㎡まで	2,230円	2,750円	310円	390円
プール用	1㎡につき	320円	400円		
臨時用	1㎡につき	380円	470円		

※浴場用およびメーター使用料については、今回の料金改定はございません。

水道料金に関するお問い合わせ

津軽広域水道企業団西北事業部 総務課

TEL 0173-25-2711

FAX 0173-25-2188